

農業者年金の特徴

No.3

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

～ 若い農業者の皆さんへ、
政策支援加入(保険料の国庫補助)で
将来の安心を! ～



農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。



◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	-

☆ 政策支援は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(右表)を満たせば受けられます。

※国庫補助額は月額保険料2万円に対する補助額(割合)です。
※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給額計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	81万円	744万円	83万円	59万円	24万円
		女性		69万円		69万円	50万円	20万円
30歳	30年	男性	720万円	54万円	588万円	55万円	42万円	13万円
		女性		46万円		46万円	36万円	10万円
35歳	25年	男性	600万円	42万円	528万円	43万円	36万円	6万円
		女性		36万円		36万円	31万円	5万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ平成27年度は、0.75%です。
(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。)

☆ 政策支援を受けられる期間 は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)

☆ 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

☆ 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金

農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (相談員)

TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス <http://www.nounen.go.jp>

検索

